

被災された方のための 生活支援情報

第 77 号

平成 29 年 5 月 31 日

仙台市健康福祉局被災者生活支援室

TEL 214-8559 FAX 214-5130

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

建築確認申請手数料等の免除期間の 延長について

東日本大震災により被災された方を対象とした、建築物などの建築確認申請手数料、許可申請手数料等の免除期間を平成 30 年 3 月 31 日まで延長します。

問い合わせ

◆建築確認・中間検査・完了検査申請手数料に関すること 建築審査課 ☎214・8299

◆建築許可申請手数料等に関すること 区役所街並み形成課 (☎は下欄)

※問い合わせ先がご不明な場合は、建築指導課 ☎214・8347 までご連絡をお願いします

被災者生活再建支援金の申請がお 済みでない方へ

東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。※既に受給された方への追加支援ではありません

ん

支給額 次の(1)と(2)の合計額

(1) 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)
全壊など 100 万円、大規模半壊 50 万円

(2) 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)
建設・購入 200 万円、補修 100 万円、賃借(公営住宅は除く) 50 万円

※世帯人数が 1 人の場合、支給額が 4 分の 3 になります

※半壊又は大規模半壊の判定を受けた住宅をやむをえず解体した場合、全壊扱いとなり支援金の支給対象となります

申請期間

(1) 基礎支援金/平成 30 年 4 月 10 日まで
(1 年間延長になりました)

(2) 加算支援金/平成 30 年 4 月 10 日まで

問い合わせ 被災時に居住していた市町村までお問い合わせください。

市営住宅入居者募集

◆申し込み受付=6月6日(火)~6月16日(金)

◆「入居募集のごあんない」は6月6日から以下の場所で配布します

◆配布場所=市役所国分町分庁舎2階仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅管理事務所

◆申し込み方法=入居を希望する住戸1戸を選び、「入居募集のごあんない」に添付の申込書を専用封筒で6月16日までに郵送(申し込み多数のときは抽選)

◆入居可能日=9月1日(予定)

◆申し込み方法、募集団地、住戸タイプ、家賃、入居資格などについて詳しくは、「入居募集のごあんない」をご覧ください

※配偶者等からの暴力被害者の方の申し込み条件等については、お問い合わせください

問い合わせ 仙台市建設公社募集課 ☎214・3604

※なお、平成 29 年 6 月 1 日~6 月 12 日の間、県営住宅の定期募集も行っております。詳細は、宮城県住宅供給公社入居管理課 ☎224・0014 までお問い合わせください。

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所	☎261・1111(代)	太白区役所	☎247・1111(代)
青葉区役所	☎225・7211(代)	泉区役所	☎372・3111(代)
宮城野区役所	☎291・2111(代)	宮城総合支所	☎392・2111(代)
若林区役所	☎282・1111(代)	秋保総合支所	☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

「臨時福祉給付金(経済対策分)」の申請をお忘れなく

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請を受け付けております。対象となり得る方には3月初旬から4月初旬にかけて申請書をお送りしていますのでご確認ください。

◆申請期限=平成29年7月31日(月)[当日消印有効] ※申請期限を過ぎると申請の受け付けができなくなりますのでご注意ください

◆お届けした申請書がお手元がない場合や書き方がわからない場合は、下記専用ダイヤルにお問い合わせください

◆申請に不備があった場合は、文書でお知らせしますので、指定された期限までに補正してください。期限までに補正していただかないと、給付金の支給ができなくなる場合があります

◆給付金の支給を装った詐欺にご注意ください

問い合わせ 仙台市臨時給付金専用ダイヤル

☎745・7570(平日8:30~17:00)

「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ(平成26年4月1日)以降に、住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当(最大約90万円:建築・購入の場合)の給付が受けられる制度です。※被災時に住宅を所有していなかった場合、賃貸住宅にお住まいだった場合、消費税率5%で建築・購入、あるいは補修を行った場合は対象になりませんのでご注意ください

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を行います。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

◆日時=6月17日(土)10:00~16:00

◆会場=宮城野区中央市民センター 第1・2会議室(宮城野区五輪2丁目12-70)

問い合わせ 住まいの復興給付金事務局

☎0120・250・460(平日9:00~17:00)

「ころ・からだカフェ

自分のころとからだをもっと知って、大切にするためのカフェです。

◆日時=Vol.1 6月17日(土)13:30~15:30

テーマ: ダイエット

Vol.2 7月15日(土)13:30~15:30

テーマ: 妊娠のもやもや

◆会場=エル・ソーラ仙台

◆講師=やはたえつこ氏(助産師、NPO法人ハーティ仙台代表理事)

◆対象=暴力や虐待などで傷ついた経験のある15歳から39歳までの女性

◆定員=各回16名

◆参加費=無料

◆託児=6ヶ月以上小学校1年生まで(子ども1人300円・要申込・先着順)

◆申込=Vol.1 受付中

Vol.2 6月6日(火)午前9時より

電話にて受付。ホームページ

(<http://www.sendai-l.jp/>)からも申込できます

申し込み・問い合わせ エル・ソーラ仙台 相談支援係 ☎268・8302

仙台市母子家庭相談支援センター 就業・自立相談

母子家庭のお母さん、寡婦の方、離婚を考えている子育て中の女性を対象に就業・自立相談を行います。

◆日時=毎週火曜日 11:00~19:00

毎週水~土曜日 9:00~17:00

※両日とも祝日、休館日を除く

※職業斡旋は行っていません

◆面接相談・託児あり(要予約)

◆電話相談も可

申し込み・問い合わせ 仙台市母子家庭相談支援センター ☎212・4322

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市健康福祉局被災者生活支援室 ☎214・8559 までご連絡ください。